

# 新潟県林業土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	改正 (令和7年4月1日以降適用)							現行 (令和6年4月1日以降適用)							改訂理由										
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		編	章	節	条	項	項以下				
1	1	0	0	0	0	0	第1編	共通編	1	0	0	0	0	0	第1編	共通編									
1	1	1	0	0	0	0	第1章	総則	1	1	0	0	0	0	第1章	総則									
1	1	1	1	0	0	0	第1節	総則	1	1	1	0	0	0	第1節	総則									
1	1	1	1	2	0	0	1-1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	0	1-1-1-2	用語の定義									
1	1	1	1	2	3	0		3. 監督員とは、約款第10条第1項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に通知した者をいう。また約款同条第3項に基づき、複数の監督員を選任した場合には第1編1-1-1-8第1項の各号に規定した者を総称していう。	1	1	1	2	3	0		3. 監督員とは、約款第10条第1項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に通知した者をいう。また約款同条第3項に基づき、複数の監督員を選任した場合には第1編1-1-1-7第1項の各号に規定した者を総称していう。							条文追加による番号の修正		
1	1	1	1	3	0	0	1-1-1-3	設計図書の照査等	1	1	1	3	0	0	1-1-1-3	設計図書の照査等									
	1	1	1	3	2	0		2 受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合には、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合には従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、約款第20条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。また、その具体的な考え方や手続きについては「土木工事設計図書の照査ガイドライン」(新潟県土木部技術管理課作成)による。	1	1	1	3	2	0		2 受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合には、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合には従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、約款第20条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。							文末に土木部のガイドラインによることを追加		
4	1	1	1	5	0	0	1-1-1-5	ワンデーレスポンス ・ウイークリースタンス																	
4	1	1	1	5	1	0		1.ワンデーレスポンス 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。																	
4	1	1	1	5	2	0		2.ウイークリースタンス 監督員及び受注者は、「ウイークリースタンス」に努める。 ウイークリースタンスとは、原則として、以下に示す通りとする。 ①マンデー・ノーピリオド(月曜日は依頼の期限日としない) ②ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時に帰宅できるように必要な対応(業務時間外の連絡を行わない等)を心がける) ③フライデー・ノーリクエスト(金曜日に依頼しない) ただし、災害、事故や苦情等の緊急対応については、上記の限りではなく、受注者が協力して臨機対応を行うものとする。																	
4	1	1	1	6	0	0	1-1-1-6	施工計画書	1	1	1	5	0	0	1-1-1-5	施工計画書									条文追加による番号の修正
5	1	1	1	7	0	0	1-1-1-7	コリンズ(CORINS)への登録	1	1	1	6	0	0	1-1-1-6	コリンズ(CORINS)への登録									条文追加による番号の修正
5	1	1	1	8	0	0	1-1-1-8	監督員	1	1	1	7	0	0	1-1-1-7	監督員									条文追加による番号の修正
5	1	1	1	9	0	0	1-1-1-9	現場技術員	1	1	1	8	0	0	1-1-1-8	現場技術員									条文追加による番号の修正
6	1	1	1	10	0	0	1-1-1-10	工事用地等の使用	1	1	1	9	0	0	1-1-1-9	工事用地等の使用									条文追加による番号の修正
6	1	1	1	11	0	0	1-1-1-11	工事の着手	1	1	1	10	0	0	1-1-1-10	工事の着手									条文追加による番号の修正
6	1	1	1	12	0	0	1-1-1-12	工事の下請負	1	1	1	11	0	0	1-1-1-11	工事の下請負									条文追加による番号の修正
6	1	1	1	13	0	0	1-1-1-13	施工体制台帳及び施工体系図	1	1	1	12	0	0	1-1-1-12	施工体制台帳及び施工体系図									条文追加による番号の修正
7	1	1	1	14	0	0	1-1-1-14	受発注者間の情報共有	1	1	1	13	0	0	1-1-1-13	受発注者間の情報共有									条文追加による番号の修正
7	1	1	1	15	0	0	1-1-1-15	受注者相互の協力	1	1	1	14	0	0	1-1-1-14	受注者相互の協力									条文追加による番号の修正
7	1	1	1	16	0	0	1-1-1-16	調査・試験に対する協力	1	1	1	15	0	0	1-1-1-15	調査・試験に対する協力									条文追加による番号の修正
8	1	1	1	17	0	0	1-1-1-17	工事の一時中止	1	1	1	16	0	0	1-1-1-16	工事の一時中止									条文追加による番号の修正
9	1	1	1	18	0	0	1-1-1-18	設計図書の変更	1	1	1	17	0	0	1-1-1-17	設計図書の変更									条文追加による番号の修正
9	1	1	1	19	0	0	1-1-1-19	工期の変更	1	1	1	18	0	0	1-1-1-18	工期の変更									条文追加による番号の修正
9	1	1	1	20	0	0	1-1-1-20	支給材料及び貸与品	1	1	1	19	0	0	1-1-1-19	支給材料及び貸与品									条文追加による番号の修正
10	1	1	1	21	0	0	1-1-1-21	工事現場発生品	1	1	1	20	0	0	1-1-1-20	工事現場発生品									条文追加による番号の修正
10	1	1	1	22	0	0	1-1-1-22	建設副産物	1	1	1	21	0	0	1-1-1-21	建設副産物									条文追加による番号の修正
									1	1	1	22	0	0	1-1-1-22	特定建設資材の分解解体等及び再資源化等の適正な措置									前条1-1-1-22と内容が重複するため削除
14	1	1	1	34	0	0	1-1-1-34	工事中の安全確保	1	1	1	34	0	0	1-1-1-34	工事中の安全確保									
14	1	1	1	34	1	0		1. 受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	34	1	0		1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。							文言追加		

## 新潟県林業土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	改正 (令和7年4月1日以降適用)							現行 (令和6年4月1日以降適用)							改訂理由		
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項項以下			
20	1	1	1	40	0	0	1-1-1-40	交通安全管理	1	1	1	40	0	0	1-1-1-40	交通安全管理	
21	1	1	1	40	4	0		4.受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「新潟県建設生産システム合理化指導要綱(令和6年4月1日)」に従うものとする。	1	1	1	40	4	0		4.受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「新潟県建設生産システム合理化指導要綱(令和4年4月1日)」に従うものとする。	諸法令の改定による修正
21	1	1	1	40	5	0		5.受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、20国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	40	5	0		5.受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、20国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定による修正
22	1	1	1	40	14	0		14.受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和5年3月改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む	1	1	1	40	14	0		14.受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和4年1月改正 政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む	諸法令の改定による修正
22	1	1	1	42	0	0	1-1-1-42	諸法令の遵守	1	1	1	42	0	0	1-1-1-42	諸法令の遵守	
23	1	1	1	42	1	10		健康保険法(令和5年5月改正 法律第31号)	1	1	1	42	1	10		健康保険法(令和3年6月改正 法律第66号)	諸法令の改定による修正
23	1	1	1	42	1	13		出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正 法律第97号)	1	1	1	42	1	13		出入国管理及び難民認定法(令和3年6月改正 法律第69号)	諸法令の改定による修正
23	1	1	1	42	1	15		道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)	1	1	1	42	1	15		道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)	諸法令の改定による修正
23	1	1	1	42	1	16		道路運送法(平成5年4月改正 法律第18号)	1	1	1	42	1	16		道路運送法(平成2年6月改正 法律第36号)	諸法令の改定による修正
23	1	1	1	42	1	22		港湾法(令和4年11月改正 法律第87号)	1	1	1	42	1	22		港湾法(令和4年3月改正 法律第7号)	諸法令の改定による修正
23	1	1	1	42	1	40		電気事業法(令和5年6月改正 法律第44号)	1	1	1	42	1	40		電気事業法(令和4年6月改正 法律第74号)	諸法令の改定による修正
23	1	1	1	42	1	41		消防法(令和5年6月改正 法律第58号)	1	1	1	42	1	41		消防法(令和3年5月改正 法律第36号)	諸法令の改定による修正
23	1	1	1	42	1	43		建築基準法(令和5年6月改正 法律第58号)	1	1	1	42	1	43		建築基準法(令和4年5月改正 法律第55号)	諸法令の改定による修正
24	1	1	1	42	1	63		厚生年金保険法(令和5年3月改正 法律第3号)	1	1	1	42	1	63		厚生年金保険法(令和3年6月改正 法律第66号)	諸法令の改定による修正
24	1	1	1	42	1	68		所得税法(令和5年6月改正 法律第44号)	1	1	1	42	1	68		所得税法(令和4年6月改正 法律第71号)	諸法令の改定による修正
24	1	1	1	42	1	70		船員保険法(令和5年5月改正 法律第31号)	1	1	1	42	1	70		船員保険法(令和3年6月改正 法律第66号)	諸法令の改定による修正
24	1	1	1	42	1	72		電波法(令和4年12月改正 法律第93号)	1	1	1	42	1	72		電波法(令和4年6月改正 法律第70号)	諸法令の改定による修正
24	1	1	1	42	1	75		農薬取締法(令和5年5月改正 法律第36号)	1	1	1	42	1	75		農薬取締法(令和元年12月改正 法律第62号)	諸法令の改定による修正
24	1	1	1	42	1	76		毒物及び劇物取締法(令和5年5月改正 法律第36号)	1	1	1	42	1	76		毒物及び劇物取締法(平成30年6月改正 法律第66号)	諸法令の改定による修正
24	1	1	1	42	1	80		個人情報の保護に関する法律(令和5年11月改正 法律第79号)	1	1	1	42	1	80		個人情報の保護に関する法律(令和4年5月改正 法律第54号)	諸法令の改定による修正
24	1	1	1	42	1	81		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正 法律第58号)	1	1	1	42	1	81		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和2年6月改正 法律第42号)	諸法令の改定による修正
28	1	2	0	0	0	0	第2章	土工	1	2	0	0	0	0	第2章	土工	
28	1	2	3	0	0	0	第3節	治山土工	1	2	3	0	0	0	第3節	治山土工	
28	1	2	3	1	0	0	1-2-3-1	一般事項	1	2	3	1	0	0	1-2-3-1	一般事項	
29	1	2	3	1	5	0		5.受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-22建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1	5	0		5.受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	条文追加による番号の修正
34	1	2	4	0	0	0	第4節	林道土工	1	2	4	0	0	0	第4節	林道土工	
34	1	2	4	1	0	0	1-2-4-1	一般事項	1	2	4	1	0	0	1-2-4-1	一般事項	
34	1	2	4	1	8	0		8.受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-22建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	8	0		8.受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	条文追加による番号の修正
34	1	2	4	1	10	0		10.受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	4	1	10	0		10.受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	条文追加による番号の修正
40	1	3	0	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	
40	1	3	1	0	0	0	第1節	適用	1	3	1	0	0	0	第1節	適用	
40	1	3	1	0	3	0		3.受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書[2023年制定](施工編)」(土木学会、2023年9月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	0		3.受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定]」(土木学会、2018年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	発行による修正

# 新潟県林業土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	改正 (令和7年4月1日以降適用)							新条文	現行 (令和6年4月1日以降適用)							改訂理由	
	編	章	節	条	項	項以下	編		章	節	条	項	項以下				
40	1	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき書基準	1	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき書基準	
40	1	3	2	1	1	1		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2023年制定] (2023年9月)	1	3	2	1	1	1		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定] (2018年3月)	発行による修正
40	1	3	2	1	1	2		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2023年制定] (2023年3月)	1	3	2	1	1	2		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2017年制定] (2018年3月)	発行による修正
41	1	3	3	0	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート	
41	1	3	3	1	0	0	1-3-3-1	一般事項	1	3	3	1	0	0	1-3-3-1	一般事項	
41								本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。 なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS JA 5308(レディーミクストコンクリート)を適用する。								本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。 なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)を適用する。	JIS改正による修正
43	1	3	5	4	0	0	1-3-5-4		1	3	5	4	0	0	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	
44	1	3	5	4	2	6		(6)受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、 <b>体積</b> で計量してもよいものとする。 なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	1	3	5	4	2	6		(6)受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、 <b>容積</b> で計量してもよいものとする。 なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	諸基準類の改定による修正
45	1	3	6	0	0	0	第6節	運搬・打込み	1	3	6	0	0	0	第6節	運搬・打込み	
48	1	3	6	9	0	0	1-3-6-9	養生	1	3	6	9	0	0	1-3-6-9	養生	
48	1	3	6	9	2	0		2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、 <b>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等</b> により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を <b>目安</b> とする。	1	3	6	9	2	0		2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて <b>適切に定めなければならない</b> 。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を <b>標準</b> とする。 <b>なお、中熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</b>	諸基準類の改定による修正
49	1	3	6	9	2	0		表1-3-3 コンクリートの <b>湿潤養生期間の目安</b>	1	3	6	9	2	0		表1-3-3 コンクリートの <b>標準養生期間</b>	諸基準類の改定による修正
49	1	3	7	0	0	0	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	0	第7節	鉄筋工	
49	1	3	7	3	0	0	1-3-7-3	加工	1	3	7	3	0	0	1-3-7-3	加工	
50	1	3	7	3	3	0		3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編) [2023年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2023年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	0		3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編) [2017年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2018年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	発行による修正
53	1	3	9	0	0	0	第9節	暑中コンクリート	1	3	9	0	0	0	第9節	暑中コンクリート	
53	1	3	9	2	0	0	1-3-9-2	施工	1	3	9	2	0	0	1-3-9-2	施工	
54	1	3	9	2	3	0		3. 打込み時のコンクリート温度の <b>上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。</b>	1	3	9	2	3	0		3. 打込み時のコンクリート温度は、 <b>35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保出来ることを確かめなければならない。</b>	諸基準類の改定による修正
54	1	3	10	0	0	0	第10節	寒中コンクリート	1	3	10	0	0	0	第10節	寒中コンクリート	
54	1	3	10	2	0	0	1-3-10-2	施工	1	3	10	2	0	0	1-3-10-2	施工	
54	1	3	10	2	1	0		1. 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。	1	3	10	2	1	0		1. 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。	
54	1	3	10	2	1	1		(1)受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。	1	3	10	2	1	1		(1)受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を <b>そのまま</b> 用いてはならない。	諸基準類の改定による修正
56	1	3	12	0	0	0	第12節	水中コンクリート	1	3	12	0	0	0	第12節	水中コンクリート	
56	1	3	12	2	0	0	1-3-12-2	施工	1	3	12	2	0	0	1-3-12-2	施工	
56	1	3	12	2	7	0		7. 受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー、コンクリートポンプ <b>または底開き箱や底開き袋</b> を使用してコンクリートを打込まなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。	1	3	12	2	7	0		7. 受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー <b>または</b> コンクリートポンプを使用してコンクリートを打込まなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定による修正
57	1	3	12	2	9	0		9. トレミー管方式 (1)受注者は、トレミー管を水密でコンクリートが自由 <b>に移動</b> できる大きさとし、打込み中は、 <b>先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき</b> 、水平移動してはならない。	1	3	12	2	9	1		9. トレミー管方式 (1)受注者は、トレミー管を水密でコンクリートが自由 <b>落下</b> できる大きさとし、打込み中は <b>常に</b> コンクリートで <b>満たさなければならない</b> 。また、打込み中に <b>トレミー管</b> を水平移動してはならない。	諸基準類の改定による修正
57	1	3	12	3	0	0	1-3-12-3	海水の作用を受けるコンクリート	1	3	12	3	0	0	1-3-12-3	海水の作用を受けるコンクリート	
57	1	3	12	3	1	0		1. 受注者は、海水の作用、 <b>波浪や海水飛沫の影響</b> を受ける構造物に <b>使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要の性能が損なわれないように施工</b> しなければならない。	1	3	12	3	1	0		1. 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの <b>施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない</b> 。	諸基準類の改定による修正
57	1	3	12	3	2	0		2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	12	3	2	0		2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60 <b>mm</b> 及び最低潮位から下60 <b>mm</b> の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定による修正

# 新潟県林業土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	改正 (令和7年4月1日以降適用)						現行 (令和6年4月1日以降適用)						改訂理由
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
57	1	3	13	0	0	0	1	3	13	0	0	0	
58	1	3	13	3	0	0	1	3	13	3	0	0	
58	1	3	13	3	3	0	1	3	13	3	3	0	諸基準類の改定による修正
62	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	
65	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	
66	2	2	3	0	0	0	2	2	3	0	0	0	
66	2	2	3	1	0	0	2	2	3	1	0	0	
66	2	2	3	1	1	0	2	2	3	1	1	0	JIS改正による修正
81	2	2	6	3	0	0	2	2	6	3	0	0	
81	2	2	6	3	5	0	2	2	6	3	5	0	発行による修正
81	2	2	6	4	0	0	2	2	6	4	0	0	
81	2	2	6	4	1	0	2	2	6	4	1	0	JIS改正による修正
82	2	2	8	0	0	0	2	2	8	0	0	0	
85	2	2	8	3	0	0	2	2	8	3	0	0	
85							2	2	8	3	1	0	諸法令の改定による修正
92	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	
92	3	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	
92	3	1	2	0	0	0	3	1	2	0	0	0	
92	3	1	2	0	0	0	3	1	2	0	0	0	発行による修正
93	3	1	2	0	0	0	3	1	2	0	0	0	発行による修正
93	3	1	2	0	0	0	3	1	2	0	0	0	発行による修正
93	3	1	2	0	0	0	3	1	2	0	0	0	発行による修正
93	3	1	3	0	0	0	3	1	3	0	0	0	
104	3	1	3	13	0	0	3	1	3	13	0	0	
105	3	1	3	13	2	1	3	1	3	13	2	1	発行による修正
123	3	1	4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	
127	3	1	4	5	0	0	3	1	4	5	0	0	
129	3	1	4	5	19	0	3	1	4	5	19	0	発行による修正
139	3	1	7	0	0	0	3	1	7	0	0	0	
155	3	1	7	8	0	0	3	1	7	8	0	0	
160	3	1	7	8	9	0	3	1	7	8	9	0	
160	3	1	7	8	9	2	3	1	7	8	9	2	条文追加による番号修正
162	3	1	7	8	12	4	3	1	7	8	12	4	条文追加による番号修正

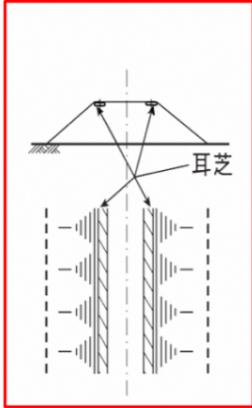
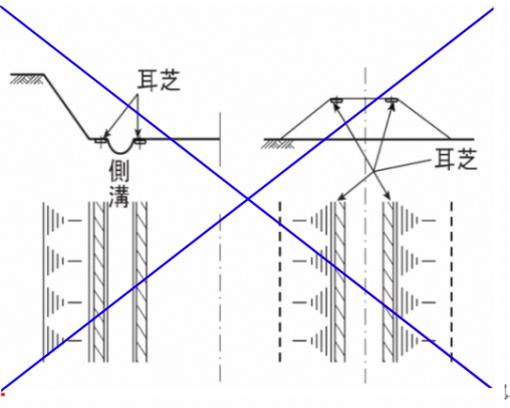
## 新潟県林業土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	改正 (令和7年4月1日以降適用)						現行 (令和6年4月1日以降適用)						改訂理由											
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下												
171	3	1	10	0	0	0	3	1	10	0	0	0	第10節	構造物撤去工	3	1	10	0	0	0	第10節	構造物撤去工		
174	3	1	10	12	0	0	3	1	10	12	0	0	3-1-10-12	骨材再生工	3	1	10	12	0	0	3-1-10-12	骨材再生工		
174	3	1	10	12	1	0		3	1	10	12	1	0		1. 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-22建設副産物の規定によるものとする。								条文追加による番号修正	
174	3	1	11	0	0	0		3	1	11	0	0	0	第11節	仮設工									
176	3	1	11	5	0	0	3-1-11-5	3	1	11	5	0	0	3-1-11-5	土留・仮締切工									
176	3	1	11	5	3	0		3	1	11	5	3	0		3. 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、令和6年3月一部改正)の規定による。									発行による修正
251	5	0	0	0	0	0	第5編	5	0	0	0	0	0	第5編	溪間・山腹工等									
251	5	3	0	0	0	0	第1章	5	3	0	0	0	0	第3章	溪間工									
251	5	3	2	0	0	0	第2節	5	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準									
251	5	3	2	0	0	0		5	3	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)[2023年制定] (2023									発行による修正
251	5	3	2	0	0	0		5	3	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定] (2023年9月)									発行による修正
269								5	3	10	0	0	0	第10節										
269	5	3	10	3	0	0	5-3-10-3	5	3	10	3	0	0	5-3-10-3	境界工									
269	5	3	10	3	1	0		5	3	10	3	1	0		1 境界杭(鉋)の設置位置 受注者は、境界杭(鉋)の設置が必要な場合は、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合には、速やかに監督員に連絡しなければならない。									必要な場合に対応するよう修正
269	5	3	10	3	3	0		5	3	10	3	3	0		3 杭(鉋)の設置 受注者は、杭(鉋)の設置に当たっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、設置しなければならない。									実際の対応に合わせ修正
273	5	4	0	0	0	0	第4章	5	4	0	0	0	0	第4章	流路工									
273	5	4	5	0	0	0	第5節	5	4	5	0	0	0	第5節	根固・水制工									
273	5	4	5	1	0	0	5-4-5-1	5	4	5	1	0	0	5-4-5-1	一般事項									
273															本節は、根固・水制工として、作業土工(床掘・埋戻し)、床掘土砂の処理、根固ブロック工、間詰工、捨石工、籠工、元付工、その他これらに類する工種について定める。									対象工種の誤りを修正
315	6	0	0	0	0	0	第6編	6	0	0	0	0	0	第6編	林道編									
325	6	2	0	0	0	0	第2章	6	2	0	0	0	0	第2章	舗装									
325	6	2	2	0	0	0	第2節	6	2	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準									
325	6	2	2	0	0	0		6	2	2	0	0	0		土木学会 舗装標準示方書[2023年制定] (令和5年10月)									発行による修正
329	6	3	0	0	0	0	第3章	6	3	0	0	0	0	第3章	橋梁下部									
329	6	3	2	0	0	0	第2節	6	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準									
330	6	3	2	0	0	0		6	3	2	0	0	0		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版] (令和5年2									発行による修正

# 新潟県林業土木工事標準仕様書(その1)(図表) 新旧対照表

改正 (令和7年4月1日以降適用)							現行 (令和6年4月1日以降適用)																																																											
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由																																									
1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0																																										
40	1	3	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0																																										
43	1	3	5	0	0	0	1	3	5	0	0	0	1	3	5	0	0	0	1	3	5	0	0	0																																										
43	1	3	5	4	0	0	1	3	5	4	0	0	1	3	5	4	0	0	1	3	5	4	0	0																																										
44	1	3	5	4	2	4	1	3	5	4	2	4	1	3	5	4	2	4	1	3	5	4	2	4	諸基準の改定に伴う																																									
<b>表1-3-2 計量値の許容差</b> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水</td><td>1</td></tr> <tr><td>セメント</td><td>1</td></tr> <tr><td>骨材</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。</p>							材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<b>表1-3-2 計量値の許容差</b> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>許容誤差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水</td><td>1</td></tr> <tr><td>セメント</td><td>1</td></tr> <tr><td>骨材</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p>							材料の種類	許容誤差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3																													
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																																																	
水	1																																																																	
セメント	1																																																																	
骨材	3																																																																	
混和材	2※																																																																	
混和剤	3																																																																	
材料の種類	許容誤差 (%)																																																																	
水	1																																																																	
セメント	1																																																																	
骨材	3																																																																	
混和材	2※																																																																	
混和剤	3																																																																	
45	1	3	6	0	0	0	1	3	6	0	0	0	1	3	6	0	0	0	1	3	6	0	0	0																																										
45	1	3	6	9	0	0	1	3	6	9	0	0	1	3	6	9	0	0	1	3	6	9	0	0																																										
49	1	3	6	9	2	0	1	3	6	9	2	0	1	3	6	9	2	0	1	3	6	9	2	0	諸基準の改定に伴う																																									
<b>表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</b> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>中熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。                      【注】寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。                      養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>							日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日	10℃以上	7日	9日	4日	9日	※	5℃以上	9日	12日	5日	12日	※	<b>表1-3-3 コンクリートの標準養生期間</b> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注】寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。                      養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>							日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日													
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																													
15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日																																																													
10℃以上	7日	9日	4日	9日	※																																																													
5℃以上	9日	12日	5日	12日	※																																																													
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																																															
15℃以上	5日	7日	3日																																																															
10℃以上	7日	9日	4日																																																															
5℃以上	9日	12日	5日																																																															
54	1	3	10	0	0	0	1	3	10	0	0	0	1	3	10	0	0	0	1	3	10	0	0	0																																										
55	1	3	10	3	0	0	1	3	10	3	0	0	1	3	10	3	0	0	1	3	10	3	0	0																																										
55	1	3	10	3	5	0	1	3	10	3	5	0	1	3	10	3	5	0	1	3	10	3	5	0	諸基準の改定に伴う																																									
<b>表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</b> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>							5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<b>表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</b> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を要する場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を要する場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>							5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を要する場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を要する場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																																
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																														
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																														
	10℃	7日	4日	9日																																																														
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																														
	10℃	3日	2日	4日																																																														
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																																
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																														
(1) しばしば凍結融解を要する場合	5℃	9日	5日	12日																																																														
	10℃	7日	4日	9日																																																														
(2) まれに凍結融解を要する場合	5℃	4日	3日	5日																																																														
	10℃	3日	2日	4日																																																														

## 新潟県林業土木工事標準仕様書(その1)(図表) 新旧対照表

ページ	改正 (令和7年4月1日以降適用)							現行 (令和6年4月1日以降適用)							改訂理由		
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		現行条文	
92	3	0	0	0	0	0	第3編	林業土木工事共通編	3	0	0	0	0	0	第3編	林業土木工事共通編	
92	3	1	0	0	0	0	第1章	一般施工	3	1	0	0	0	0	第1章	一般施工	
205	3	1	15	0	0	1	第15節	法面工 (共通)	3	1	15	0	0	1	第15節	法面工 (共通)	
205	3	1	15	2	0	1	3-1-15-2	植生工	3	1	15	2	0	1	3-1-15-2	植生工	
206	3	1	15	2	8	0	図3-1-5 耳芝		3	1	15	2	8	0	図3-1-5 耳芝		現場実装との整合